

第 5 章 計画の推進



1 推進体制の確立

町は、効果的・効率的な障がい者福祉施策を展開するため、県、近隣市町等と広域的な連携に努めるとともに、福祉サービス事業者や福祉関係団体等との関係を密にして、その活動を促進することに努めます。

また、障がい者が住みなれた地域で健やかな生活を営むためには、住民一人ひとりの理解と支援が不可欠であり、各地域で支え合いの仕組みづくりを強化します。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、障がい者のニーズに即した福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、町ホームページや「広報くどやま」等により目標の達成度等を明らかにし、住民に公表することで、計画の進捗状況の確認と今後の推進施策の検討を行います。